

【周知例文】

## 和歌山労働局からのお知らせ

### 事業主の皆さんへ

#### 平成31年度の労働保険年度更新について

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、年度当初に労働保険料を概算で申告・納付し、翌年度当初に確定精算することとなっています。この手続きを「年度更新」といいます。

事業場あてに年度更新用の申告書が郵送されますので、申告書を作成の上、6月3日から7月10日までの間に申告・納付をお願いします。

詳しくは、和歌山労働局のホームページをご覧いただくな、和歌山労働局総務部労働保険徴収室〈Tel073-488-1102〉までお問い合わせください。

和労発総0417第1号  
平成31年4月17日

各機関・事業者団体・組合長 殿

和歌山労働局長



平成31年度労働保険年度更新手続の広報誌等への  
掲載について（依頼）

平素は、労働保険制度の運営につきまして格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働保険（労災保険及び雇用保険）に加入している事業主の方につきましては、例年6月1日から7月10日までの間に労働保険の年度更新（労働保険料等の申告・納付）の手續が必要となります。

このため、例年、本制度の周知広報に関しまして、貴団体が発行されている広報誌等への記事掲載の依頼をさせていただいております。

つきましては、本年も記事掲載の御協力を賜りたく「周知例文」を同封いたしますので、特段の御配慮をいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。